前橋市指定障害児通所支援事業運営要領　【新旧対照表】

改　正　案	現　　行
（目的） 第１条　児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号。以下「法」という。）の規定に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業（以下「障害児通所支援事業」という。）の実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和２３年３月３１日厚生省令第１１号）、前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年１２月１１日前橋市条例第３５号。以下「基準条例」という。）及び前橋市児童福祉法施行細則（平成２１年規則第４１号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。	（目的） 第１条　児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号。以下「法」という。）の規定に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業（以下「障害児通所支援事業」という。）の実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和２３年３月３１日厚生省令第１１号）、前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年１２月１１日前橋市条例第３５号。以下「基準条例」という。）及び前橋市児童福祉法施行細則（平成２１年規則第４１号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。
（職員状況の報告） 第３条　指定障害児通所支援事業事業者は、毎年１１月１日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、１２月１日までに提出しなければならない。	（職員状況の報告） 第３条　指定障害児通所支援事業事業者は、毎年５月１日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、６月１日までに提出しなければならない。
（現員状況の報告） 第４条　指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、毎年２月、５月及び１０月の各１日現在の事業所の利用状況について、市長が別途指定する方法により、当該月の１５日までに報告しなければならない。	（現員状況の報告） 第４条　指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、毎年２月、５月及び１０月の各１日現在の事業所の利用状況について、「現員状況報告書」（別記様式第１号）により、当該月の１５日までに報告しなければならない。
（事故の報告） 第５条　基準条例第５３条（第５９条、第６３条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条、第１０２条において準用する場合を含む。）に規定する障害児に対する指定障害児通所支援の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。	（事故の報告） 第５条　基準条例第５３条（第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条、第１０２条において準用する場合を含む。）に規定する障害児に対する指定障害児通所支援の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。

改　正　案	現　　行
（契約内容の報告） 第６条　指定障害児通所支援事業者は、基準条例第１４条第３項及び第４項（第５９条、第６３条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条、第１０２条において準用する場合を含む。）に規定する指定障害児通所支援の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又は指定障害児通所支援の提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第３号）により、延滞なく報告しなければならない。	（契約内容の報告） 第６条　指定障害児通所支援事業者は、基準条例第１４条第３項及び第４項（第５９条、第６３条、第７７条、第８４条、第８５条、第８９条、第９７条、第１０２条において準用する場合を含む。）に規定する指定障害児通所支援の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又は指定障害児通所支援の提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第３号）により、延滞なく報告しなければならない。
（災害被害の報告） 第７条　指定障害児通所支援事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。 ⑴　被害報告の第一報として、災害時情報共有システム又は「災害被害報告（速報）」（別記様式第４号）により、速やかに報告しなければならない。 ⑵　前号の報告後、災害時情報共有システム又は「災害被害報告（詳細）」（別記様式第５号）により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。	（災害被害の報告） 第７条　指定障害児通所支援事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。 ⑴　被害報告の第一報として、「災害被害報告（速報）」（別記様式第４号）により、速やかに報告しなければならない。 ⑵　前号の報告後、「災害被害報告（詳細）」（別記様式第５号）により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。
（他法令の遵守） 第８条　省略 ２　障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、前項各号に掲げる法令の遵守を、関係法令遵守確認書（別記様式第６号）を提出することにより、表明しなければならない。 ３　省略 ４　障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、前橋市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書（同要綱様式第１号）を提出しなければならない。	（他法令の遵守） 第８条　省略 ２　障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、前項各号に掲げる法令の遵守を、関係法令遵守確認書（別記様式第６号）を提出することにより、表明しなければならない。 ３　省略 ４　障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、前橋市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書（同要綱様式第１号）を提出しなければならない。